

第44号議案

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市小信中島公民館の新設を市長に申し出るため本案を提出します。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年一宮市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表一宮市尾西南部公民館の項の次に次のように加える。

一宮市小信中島公民館	一宮市小信中島字南九反11番地1
------------	------------------

付 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年一宮市条例第18号）新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】</p>	<p>第1条 略</p> <p>2 略 【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

名称	位置
一宮市尾西南部公民館	略
略	

改正案

名称	位置
一宮市尾西南部公民館	略
一宮市小信中島公民館	一宮市小信中島字南九反11番地1
略	

第45号議案

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市尾西生涯学習センター墨会館の新設を市長に申し出るため本案
を提出します。

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

一宮市尾西生涯学習センター墨会館	一宮市小信中島字南九反11番地1
------------------	------------------

第7条第1項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第7条関係）

一宮市尾西生涯学習センター墨会館集会室使用料

（単位 円）

区分	使用料
午前9時から正午まで	2,100
午後2時から5時まで	2,100
午後6時から9時まで	2,100

付 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第55号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(名称及び位置) 第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 (使用料) 第7条 生涯学習センターの使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 2 略</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 略 【別記1 参照】 (使用料) 第7条 生涯学習センターの使用料は、別表第1から別表第3までのとおりとする。 2 略 別表第3 (第7条関係) 一宮市尾西生涯学習センター墨会館集會室使用料 【別記2 参照】 備考 使用料の額には、消費税等の額が含まれるものとする。 (単位 円)</p>

【別記1】

現行

名称	位置
略	

改正案

名称	位置
一宮市尾西生涯学習センター 墨会館	一宮市小信中島字南九区11番地1

【別記2】

改正案

区分	使用料
午前9時から正午まで	2,100
午後2時から5時まで	2,100
午後6時から9時まで	2,100

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市の望ましい学校給食のあり方について提言を受けるため、一宮市学校給食審議会設置要綱第2条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食審議会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
佐々木 直				学識経験者 (修文大学学長)	再
足立 樹丘				学識経験者 (一宮市議会経済教育委員会委員長)	新
舟羽 明男				教育関係者 (一宮市小中学校長会会長)	新
犬島 純子				教育関係者 (一宮市小中学校長会給食委員会委員長)	新
鶴飼 渉				教育関係者 (一宮市小中学校長会給食委員会副委員長)	新
川谷 敦子				教育関係者 (丹陽中学校食育・給食主任)	新
村上 文香				教育関係者 (木曾川西小学校食育・給食主任)	新
川島 淳子				教育関係者 (尾西第一中学校栄養教諭)	新
渡邊 克己				教育関係者 (南部学校給食共同調理場学校栄養職員)	再
野田 亜紀子				教育関係者 (木曾川西小学校栄養教諭)	新
土屋 弥佳				社会教育関係者 (一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会書記)	新
浅井 ますみ				社会教育関係者 (元一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会副会長)	新
星野 喜典				教育委員会が必要と認める者 (一宮地方総合卸売市場(株)専務取締役)	新

2. 委嘱期間

平成26年6月27日から平成29年3月31日

一宮市学校給食審議会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市の合併後の望ましい学校給食のあり方を審議するため、一宮市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、会長が議長を務める。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育文化部学校給食課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会委員の委嘱について

一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会設置要綱第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
たかぎ みちひさ 高木 道久				学識経験者 (弁護士)	再
いとう てつ 伊藤 哲				学識経験者 (公認会計士)	再
はやし ひでお 林 英夫				学識経験者 (元尾西市教育長)	再
さぶり ようこ 佐分 洋子				一宮市小中学校P T A連絡協議会母 親代表会副会長	新
にわ あきお 丹羽 明男				一宮市小中学校校 長会会長(北部中学 校長)	新
はやし ひでお 林 英生				一宮市学校給食会 理事長	新
わたなべ かつみ 渡邊 克己				学校栄養職員(南部 共同調理場)	再
はっとり きょうじ 服部 曠治				一宮市教育委員会 教育文化部長	再

2. 委嘱期間

平成26年6月27日から平成27年3月31日

一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する共同調理場の調理業務委託業者（以下「業者」という。）を選定し決定するため、一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、共同調理場について、調理委託業者を選定し決定するため必要な事項を審査するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員9名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から業者の決定までとする。

ただし、職名をもってあてられた者の任期はその在任期間とし、後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員会は、公開しないものとする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に選定を行わなければならない。

- 2 委員は、選定の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育文化部学校給食課が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。

第48号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委
嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱につ
いて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了のため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会
設置要綱第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会文化施設等指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任再任
なかの かず お 中野 和雄				一宮市教育長	再
よしかわ ひろゆき 吉川 宏之				一宮市博物館長	再
いとう てつ 伊藤 哲				公認会計士	再
うつき やすし 宇都木 寧				弁護士	再
こんどう くみ 近藤 久美				修文大学 短期大学部教授	再
すずき たもつ 鈴木 保				施設利用者代表 (一宮市民会館)	再
ふわ ひろし 不破 皓				施設利用者代表 (尾西市民会館)	再
あおき たかこ 青木 高子				施設利用者代表 (地域文化広場)	再
かとう かずこ 加藤 和子				施設利用者代表 (地域文化広場)	再
かわうら かつまさ 川浦 勝正				施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
いとう すずこ 伊藤 鈴子				施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
たなか たもつ 田中 多茂津				施設利用者代表 (一宮市スケート場)	再

2. 一宮市教育委員会スポーツ施設等指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任再任
はっとり きょうじ 服部 暁治				一宮市 教育文化部長	再
たかさき さとる 高崎 悟				一宮市 教育文化部次長	再
うす い たかよし 白井 孝嘉				公認会計士	再
たかぎ みちひさ 高木 道久				弁護士	再
きくち ひでお 菊池 秀夫				中京大学 スポーツ科学部教授	再
まえしま ひろし 前島 弘嗣				施設利用者代表 (光明寺公園球技場)	再
ひらの のりえ 平野 紀恵				施設利用者代表 (温水プール)	再
いわた さちこ 岩田 幸子				施設利用者代表 (尾西スポーツセンター)	再
まの いくこ 真野 郁子				施設利用者代表 (木曾川体育館)	再

3. 委嘱期間

平成26年7月1日～平成27年6月30日

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設への指定管理者導入に伴い、指定期間中における指定管理者の業務水準を確認するため、下記の指定管理者にかかる実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 一宮市教育委員会文化施設等指定管理者にかかる実績評価委員会
- (2) 一宮市教育委員会スポーツ施設等指定管理者にかかる実績評価委員会
(所掌事務)

第2条 各委員会は、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）があらかじめ事業計画書に記載された事項と実際に提供されている業務水準について比較検討を行うため、次の事項について審査検討するものとする。

- (1) 指定管理者が提出した事業報告書（月次、四半期、年間）
- (2) 協定書に記載された事項の執行状況
- (3) リスクが発生した場合の協議
- (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合、教育委員会の求めに応じて行う聴聞
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員10名以内をもって組織する。

- (1) 教育長又は教育文化部長
 - (2) 次長相当職の市の職員
 - (3) 公認会計士
 - (4) 学識経験者
 - (5) 施設利用者代表
- 2 各委員会に会長、副会長を置き、会長には教育長又は教育文化部長、副会長には次長相当職の市の職員をもって充てる。
- 3 会長は、各委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

- 2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。
この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 各委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を各委員会に出席させることができる。
- 4 各委員会は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

一宮市文化財保護審議会委員の任命について

一宮市文化財保護審議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、一宮市文化財保護条例第18条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市文化財保護審議会委員 任命候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
おがわ いちろう 小川 一朗				古文書	再
なかがわら いくこ 中川原 育子				仏教美術	再
こんどう おさむ 近藤 修				植物	再
とみだ えつこ 富田 悦子				染織	再
すがの りょうじ 菅野 良司				建築	再
あいこう しょうかん 愛甲 昇寛				工芸	再
きとう ひであき 鬼頭 秀明				民俗	再
これさわ のりこ 是澤 紀子				景観	再

2. 任命期間

平成26年7月1日から平成29年6月30日

第 3 章 一宮市文化財保護審議会

（審議会）

第 16 条 教育委員会に一宮市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（職務）

第 17 条 審議会は、市文化財の指定及び解除並びに文化財の保存と活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、さらにこのために必要な調査研究を行う。

（平 17 条例 70・一部改正）

（組織）

第 18 条 審議会委員は文化財に関し、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する 10 人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成26年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	愛知サマーセミナー 一実行委員会 実行委員長 てらうち よしかず 寺内 義和	第26回 愛知サマーセミナー	・講演会 山崎 直子氏(宇宙飛行 士)他 ・公開講座 ・弁論大会 他	7月19日(土) ～ 7月21日(月)	名古屋経済大 学高蔵中学・ 高校、名古屋 大谷高校、名 古屋市立大学 他 瑞穂区 雁道町辺	無料	(6)
2	一般社団法人 一宮青年会議所 活気あふれる郷土 創造委員会 委員長 たかつき ひであき 高月 英昭	第3回 ICHINOMIYA 郷土グルメグランプリ	一宮市の特産品を使用し て一宮ブランドを創造し、 市民の皆様と共に審査し 発信するために、グルメグ ランプリを開催する。	10月18日(土)	138タワー パークイベン ト広場	入場料無 料(ただ し、試食す る場合は 1品 300 円必要)	(4)
3	NPO 法人元気健康 活動協会 理事長 かとう ゆか 加藤 由香	第6回 元気健康フ ェスタ ピンクリボ ン一宮	・ステージでのパフォーマ ーコンテスト ・ロビー、フォワイエ等で の健康に関するブース出 展 ・ピンクリボン活動	11月29日(土)	一宮市民会館	無料	(4)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
16	一宮保衛区保護委員会 会長 ばん 祥 ひきみつ 久光	第64回社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～	・犯罪や非行のない明るい社会をつくる啓発運動 ・啓発用うちね、救急用絆創膏を配布しながら少年非行防止と更生保護援助を呼びかける。 ・絆創膏を市内中学校に配布。 ・研修会を開催する。 ・広報車による該当広報を行う。	・強調週間 7月 ・研修会・街頭広報 7月4日(金) ・広報車による街頭広報 7月9日(水)	・研修会 一宮スポーツ文化センター ・街頭広報 本町通り、一宮駅構内および周辺 ・広報車による街頭広報 市内一円	無料	(3) (6)
17	一宮児童文化協会 会長 ひらまつ 平松 てつお 哲夫	第64回 児童文化の研修会	・児童文学研修 南吉からグリムまで世界の童話作家の逸話 ・工作研修 マリオネットを使って一宮の民話を演じる。	8月7日(木)	一宮市民会館 1階 大会議室	1000円	(6)
18	一宮市小中学校長会 会長 にわ 丹羽 あきお 明男	親と子のつどい	親子演劇鑑賞 「秘密ロビンの大冒険」 (劇団 芸園塾) ・参加対象 一宮市内小学校の児童と保護者 約1300名	12月23日 (祝・火)	一宮市民会館	無料	(5)ア (6)
19	一宮商工会議所青年部 会長 やだ 矢田 よしなり 賀也	第3回 ジュニアエコノミースクール	・5人ひと組で模擬会社を創設し、経営を通じて、事業目的を達成する。 ・参加者 一宮市内小学校5年生・6年生 50名	8月9日(土) 9月6日(土) 10月11日(土) 10月18日(土) 10月25日(土)	一宮商工会議所 一宮商工会議所 一宮商工会議所 名鉄百貨店一宮店1階入り口付近 一宮商工会議所	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
20	あいち子どもわくわく企画 代表 おぎの たまみ 萩野 珠美	夏休み読書感想文教室	・読書感想文講座 ・親守詩講座 ・参加者 一宮市内の小学生と保護者30名	8月1日(金)	一宮市市民活動支援センター 一会議室	500円	(7)
21	あいち子どもわくわく企画 代表 おぎの たまみ 萩野 珠美	夏休み子ども絵画教室	・絵画を描くことを通して、子どもに成功体験を味わわせる。 ・参加者 一宮市内の小学生と保護者30名	8月1日(金)	一宮市市民活動支援センター 一会議室	500円	(7)
22	あいち子どもわくわく企画 代表 おぎの たまみ 萩野 珠美	夏休みお手紙教室	・夏のはがきを書くために俳句を作る。 ・はがきにそれを書き、投函し、はがきを書く楽しさを味わう。 ・参加者 一宮市内の小学生と保護者20名	8月8日(金)	一宮市木曾川郵便局	500円	(7)
23	いちい信用金庫 理事長 あわの ひこき 栗野 秀樹	第14回いちい金融スクール「夏休み親子で学ぶ金融教室」	・地域の小学生と保護者を対象とした金融教室 「見て学ぼう」 「触れて学ぼう」 「クイズ」 「おこづかい帳をつけてみよう」 『「かみかみはら航空宇宙科学博物館」の見学』 一宮市内小学生と保護者20組40名	7月23日(水)	いちい信用金庫本店 4階会議室及び本店営業部	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
17	愛知のうたごえ協議会 議長 ふなはし みきお 舟橋 幹雄	2014尾張のうたごえまつりin一宮	地域のつながりを深める 合唱発表会	9月7日(日)	ヒビル シビックホール	無料	(7)
18	特定非営利活動法人 のわみサポートセンター 理事長 はやし たけはる 林 隆春	佐藤由美チャリティ ピアリサیتال	佐藤由美氏によるチャリ ティピアリサیتالで、 収益金を、NPO法人の わみサポートセンター、 のわみ相談所のホーム レス支援に充てる	平成27年 2月22日(日)	一宮市民会館 大ホール	有料 1000円	(4) (6)
19	第14回かしの木フ ェスティバル実行委 員会 理事長 はしもとひろし 橋本浩 主催 社会福祉法人 樫の木福祉会、 かしの木の会	第14回かしの木フ ェスティバル	各種団体等のステージや 模擬店、フリーマーケット 等	11月2日(日)	富田山ひろば (尾西グリーン プラザ北)	無料	(4) (6)
20	絵本コーチング事 務局 代表 かきもと たかこ 坂元 蒼子	絵本作家くすのきし げのり講演会	「大人にも絵本を、子ども にも絵本を」をテーマに した、くすのきしげのり氏 (絵本作家)による講演	9月23日 (祝・火)	電気文化会館 イベントホール	有料 1000円	(6)
21	一宮合唱団くさぶえ 団長 きのした たかし 木下 隆司 主催 一宮合唱団くさぶ え・女声合唱団 蓮	一宮合唱団くさぶ え・女声合唱団 蓮 JOINT CONCE RT	合唱の演奏会	12月6日(土)	名古屋文理大 学文化フォー ラム 中ホー ル	有料 1000円	(3)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
22	社会福祉法人一宮市社会福祉協議会 会長 かわむら まさお 河村 正夫	第26回みんなと一緒に“福祉とボランティア活動展”	市内の福祉団体による活動紹介およびボランティア活動への参加の呼びかけ	10月18日(土) ～ 10月19日(日)	一宮スポーツ文化センター	無料	(3) (6)
23	一宮市消防本部 消防長 ごとう やすお 後藤 保夫 主催 一宮市	第36回一宮市消防音楽隊定期演奏会	消防音楽隊による音楽演奏	11月9日(日)	一宮市民会館	無料	(1) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
12	一宮市 一宮市長 たに 谷 かずお 一夫	第 30 回市民健康まつり	市民のみなさんが「自分の健康は自分で守り、健康づくりに取り組む」という自覚と認識のもとに、健康で明るい生活ができるよう積極的に健康づくりの推進を図る。	9月7日(日)	一宮スポーツ文化センター	無料	(1) (6)
13	愛知県一宮総合運動場 場長 ながいしげと 永井成人 主催 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	家族の体験活動推進事業「家族でテニスをしよう」	小学生とその家族を対象にテニスを通して親子のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める。	8月31日(日)	愛知県一宮総合運動場 庭球場	無料	(4) (6)
14	愛知県ドッジボール協会 会長 かとうつねふみ 加藤常文	第 24 回全日本ドッジボール選手権愛知県大会	小学生 3～6 年生のチームが予選リーグを行い、その上位チームが決勝トーナメントを行なう。優勝チームは 8 月に開催される全国大会の出場権を獲得する。	7月26日(土)	一宮市総合体育館	1 チーム 7,000 円	(4) (6)